

認定の更新延長について

※【重要】DLN 認定関連要件の特別措置について※

2020年度は、COVID-19の影響を考慮した特別措置を適用します。詳細は、別紙「2020年度 DLN 認定関連要件特別措置」を参照してください。今年度の更新申請が難しい場合は、無料で次年度末までの仮認定証を発行しますので、「DLN 認定試験受験・更新申請システム」より次年度申請申込を行ってください。詳細は、「認定の更新」「認定の再更新」「認定の再々更新」それぞれのページをご覧ください。

下記は、通常の認定の更新延長に関する規定です。

1. 認定の更新延長の要件

諸事情による延長期間は1年とする。但し事情によっては3年まで認める場合もある。諸事情とは、海外在留や長期病気療養、あるいは産休、介護休暇、進学などにより、更新が不可能となった場合をいう。その他の事項は個別対応とする。

延長は最長3年まで認められるが、1年毎に申請延長の手続きをとる。

延長申請した場合は、1年毎に延長理由・証明書の提出と審査料が必要となる。

2. 申請方法

提出書類

下記の2点を提出すること。ただし、書式は自由とします。

- ① 本人記載の延長理由と署名
- ② 第三者の証明する延長理由・証明書

延長証明書の例

- ・産休⇒所属先の休暇証明書
- ・学業⇒在学証明書
- ・介護⇒家族の診断書（介護認定）など、状況がわかる資料

<留意点>

本学会ホームページより DLN 認定試験受験・更新システムにアクセスし、上記提出書類をスキャンした画像データをアップロードしてください。

書類をスキャンできる環境にない者は、スマートフォンなどで撮影した画像データのアップロードも可とします。ただし、不鮮明な画像の場合は、再提出を求められる場合もあります。

3. 申請期間

認定更新・再更新・再々更新の期間に準ずる。

4. 審査料

審査料は1年間に2万円

既定の DLN 更新審査で合格し資格取得した更新者と同等の資格を1年間保証するための審査料（承認された場合の登録料も含む）。

申請時に、DLN 認定試験受験・更新システムより、クレジット決済にてお支払いください。